

事 務 連 絡
令和6年 11 月 6 日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院所見等を踏まえた留意事項
等について

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、会計検査院が、令和2～5年度の実施計画を対象として、内閣府、総務省、44都道府県（うち管内市区町村を含む会計実地検査は16都道府県）において実施した会計実地検査等の結果を踏まえ、令和5年度決算検査報告に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況について」の特定検査状況として掲記しました。

これを踏まえ、別紙のとおり、地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業について、留意事項等を取りまとめましたので、周知いたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようお願いいたします。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

松山・永持・栗田・矢野・横山・北村・増田・柴田

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

地方創生臨時交付金

を活用した地方単独事業に対する会計検査院所見等を踏まえた

留意事項等

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、会計検査院が、令和2～5年度の実施計画を対象として、内閣府、総務省、44都道府県（うち管内市区町村を含む会計実地検査は16都道府県）において実施した会計実地検査等の結果を踏まえ、令和5年度決算検査報告に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況について」の特定検査状況として掲記しました。
- ・これを踏まえ、下記のとおり、留意事項等を取りまとめましたので、周知いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においても、内閣府が発出した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」([令和4年11月4日](#)及び[令和5年11月6日](#)事務連絡)及び下記の留意事項も踏まえた適切な執行を行ってください。

記

1	地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業について	2
1-1	地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況	2
1-2	学校給食費等の支援事業	4
2	事業の実施に係る国民への情報提供	5

1 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業について

1-1 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況

【会計検査院による検査結果】

ア 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業

中略

(イ) 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

中略

そして、会計実地検査を行った地方公共団体の一部では、実施計画において、地方単独事業の交付金事業の事業目的の記載が新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるためなどとなっていた。一方で、当該地方公共団体における当該事業の実施に当たり、議会への予算要求の説明書等においては庶務業務の集中的、効率的な処理を行うための業務等と記載されていて、新型コロナウイルス感染症との関連が記載されておらず、コロナ交付金を活用する必要性等について確認することができない状況が 10 団体で見受けられた。

中略

また、国庫補助事業等の地方負担分事業においては、交付金事業の事業費について地方負担分として実際に要した額を国の補助事業等の実績報告書に基づいてコロナ交付金の実績報告書に計上すべきところ、誤って所要見込額等を計上するなどしていたことなどにより、コロナ交付金が過大に精算されていた事態が見受けられ、令和 4 年度決算検査報告に 4 件を、また、令和 5 年度決算検査報告に 9 件を、それぞれ不当事項として掲記した。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付金事業の事業費等の確認が十分でなかったことなどによるものであり、その背景について確認したところ、国の補助事業等の実績報告書の提出時期とコロナ交付金の実績報告書の提出時期が異なること、地方公共団体において補助事業等の担当部署とコロナ交付金の担当部署が異なっていて情報が共有されていないことなどによるものとなっていた。

会計検査院の特定検査状況を踏まえた留意事項

各地方公共団体は、臨時交付金を活用した事業について、事業目的などについて対外的な説明責任を果たしていただくとともに、当該事業を実施する際には、交付対象経費を過大に精算するなどの事態が執行において生じないように、

事業内容、目的、充当額、交付の方式（間接補助方式等）、予算区分、終期、成果目標の設定や地域住民への周知方法について、実施計画策定前から定期的に補助事業等の担当部署と臨時交付金の担当部署間で打ち合わせし、十分な情報共有を行うなど、適切な予算執行体制の確保に努めていただきたい。

各都道府県におかれましては、管内市区町村から提出を受けた実施計画の内容、都道府県が把握している精算額、繰越額等の予定などと管内市区町村の諸手続きの整合性等を確認するなど、管内市区町村における適切な予算執行に向けた指導や助言をお願いいたします。

1-2 学校給食費等の支援事業

【会計検査院による検査結果】

カ 重点支援交付金

中略

(イ) 重点支援交付金による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

中略

また、重点支援交付金の生活者支援に関する事業のうち、学校給食費等の負担軽減等の子育て世帯の支援を目的とする事業において、支援対象とならない教職員等を含むなどして、コロナ交付金が過大に交付されていた事態が見受けられ、令和5年度決算検査報告に3件不当事項として掲記した。

会計検査院の特定検査状況を踏まえた留意事項

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援を行うことを目的として、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援事業を実施する場合は、実施計画に教職員等は支援対象から除くことを明記し、教職員等は支援対象から除くこと。

2 事業の実施に係る国民への情報提供

【会計検査院による検査結果】

(3) 効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況
前略

そこで、調書に基づき効果検証の内容について検査したところ、44 都道府県のうち 12 県においては、アンケート調査による評価等を活用したとしていた。また、これに加えて、商品券を発行する事業について都道府県産業連関表及び家計調査を利用して分析した結果として経済波及効果の金額を示しているものも見受けられた。

その他の 32 都道府県においては、交付金事業を行った担当部署等が、議会への説明等のために作成した事業の実績額や実施した事業の内容を検証結果として公表していた。

そして、32 都道府県における効果検証について、会計実地検査等により具体的な公表内容をみたところ、4 府県において次のような状況が見受けられた。

- ① 大阪府及び山口県において、コロナ交付金の実施計画に掲載している事業単位ではなく、地方公共団体における施策単位に基づいて実績額等を公表していることから、交付金事業について、実施計画に対して実績がどのようになっているか確認することが困難である状況となっていた。
- ② 岩手県において、単に交付金事業の概要を検証結果として公表するにとどまり、交付金事業の実績額の内訳や効果については確認することができない状況となっていた。
- ③ 福岡県において、交付金事業のうち同県が選定した一部の交付金事業についてしか検証結果を公表しておらず、その他の交付金事業についての実施状況及び効果については確認することができない状況となっていた。

なお、会計実地検査の結果を踏まえ、4 府県においては、公表内容を改め、上記の状況は解消されている。

後略

4 本院の所見

前略

また、内閣府は地方公共団体に対して、コロナ交付金を効果的、効率的な事業に活用するとともに、説明責任を果たすよう要請しており、事業実施後の効果検証についてもその具体的な実施方法は地方公共団体に委ねられている。

しかし、実際には、地方公共団体において、不正受給等に係る事業者等からの返還金が未納付となっていることから当該返還金に係る交付金充当額が国庫へ未返還となっている状況、実施計画に基づく交付金事業の単位ではなく地方公共団体の施策単位に基づいて実績額等を公表していることから、実施計画に対して交付金事業の実績がどのようなになっているか確認することが困難であるなどの十分とはいえない効果検証が行われ、説明責任が十分に果たされているか疑義がある状況が見受けられた。

ついては、上記のような状況を踏まえて、国は、次の点に留意するなどして、関係者と相互に連携を図り、適切に対応していく必要がある。

ア 国は、今後、原則として使途の制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合は、交付金による事業の終了後に地方公共団体において交付金事業の単位で適切に効果検証を実施すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、交付金による事業の執行に関する説明責任を果たせるような仕組みをあらかじめ整備するなど、交付金による事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討すること

会計検査院の所見を踏まえた留意事項

「令和6年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」（令和6年4月1日事務連絡）のとおり、臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について、事業完了の翌年度末までに公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月には公表の完了について内閣総理大臣あてに事業報告いただくこととしているところです。

今般の所見を踏まえ、臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果の公表について、地方公共団体におかれては、以下の点に留意して、公表してください。

1. 交付金事業について、実施計画に対して実績がどのようなになっているか確認が可能であること
2. 個別事業ごとに、①総事業費、交付金額、支援した事業者等の件数などの事業の実績及び②実施計画で定めた評価指標の目標や達成度などの事業の成果が記載されている等、交付金事業の実績額の内訳や効果を確認することが可能であること。
3. 前年度に完了した全ての事業について、実施状況及び効果を公表すること。また、公表にあたっては、実施状況及び効果に係る情報が散逸しないように、一つのWEBページに集約するなど、公表方法の工夫を行うこと。

なお、令和5年度完了事業に関して、既に公表を行っている団体においては、令和6年度末までに上記の点を修正し公表に反映した後、上記のとおり令和7年度の4月に内閣総理大臣あてに報告ください。

また、都道府県におかれては、管内市区町村から臨時交付金を活用した事業について、公表の完了の報告を受けた際は、その市区町村の公表の内容を確認し、上記1から3について不十分な点が見られる場合は、当該市区町村へ改善を促すなど適切にご対応ください。

なお、内閣府地方創生推進事務局 HP において、臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表例（特徴的な評価・公表）を掲載しているので、地方公共団体において事業の実施状況及びその効果の公表を行う際に参考としてください。

（参考）

■令和6年6月28日付通知（臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表状況に関する周知及び令和5年度完了事業の公表に関する依頼について）

令和6年6月 臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/202406028_betten1.pdf

■令和6年4月3日付事務連絡（公表状況調べの結果について）

令和6年4月 臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/betten1_kouhyozyokyo.pdf

■令和5年8月7日付事務連絡（公表状況調べの結果について）

令和5年8月 臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20230807_betten1.pdf

■令和5年3月29日付事務連絡（公表状況調べの結果について）

令和5年3月 臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20230329_betten1.pdf

■令和４年９月２日付事務連絡（公表状況調べの結果について）

令和４年９月 臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する
公表状況

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20220902_tihou_kouhyou.pdf